## ポストコロナの日本の給付インフラ マイナンバー制度活用拡大のために必要なこと



梅屋真一郎

#### CONTENTS

- I 給付インフラの脆弱性が明らかになった日本社会
- Ⅱ 給付インフラとしてのマイナンバー制度
- Ⅲ 真の給付インフラ整備には何が必要か

#### 要約

- 1 2020年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が日本社会・経済に大きな影響を及ぼ す中で、日本の社会インフラが持つ各種の脆弱性が明らかになった。その中でも特に国 民に対する支援を届けるための給付インフラの脆弱性は、今回のような緊急時には日本 社会の足かせにもなりかねない点で深刻である。
- 2 今回の新型コロナウイルス対策として、布マスクや特別定額給付金など、国民へのモノ・カネの直接給付が行われたが、その成果以上に給付の遅れなどの不備に関する非難が多数挙がる事態となった。これは、日本の現在の給付インフラが「本人確認」と「本人特定」の二つの点で課題があることに起因すると考えられる。
- 3 一方、米国では社会保障番号 (SSN) を給付インフラの個人IDとして活用することで迅速な給付を実現するなど、海外各国では番号制度などを給付インフラとして有効活用していると報告されている。
- 4 日本においても、番号制度であるマイナンバー制度を給付インフラとして有効活用する ための検討が政府や国会で進みつつある。その際に、①特定の緊急時のみではなく広 範囲な給付での利用を明確化すること、②金融機関などの民間サービスとの連携を行う ことで「生活全般にかかわるインフラ」と位置付けるとともに給付インフラの情報更新 を常時行えるようにすること、が望ましいと考えられる。

### I 給付インフラの脆弱性が 明らかになった日本社会

2020年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が日本社会・経済に大きな影響を及ぼしている。日本全体での長期にわたる外出自粛・営業自粛や、マスクなどの必需品の極端な不足など、従来型の災害とは明らかに異なる厳しい事態の中、官民問わずその対応に追われている。

本稿執筆時点(20年7月上旬)においては、新型コロナウイルスの収束に向けてさまざまな取り組みが行われている途上ではあるが、この数カ月間で日本の社会インフラが持つ各種の脆弱性が明らかになった。

その中でも特に国民に対する支援を届ける ための給付インフラの脆弱性は、今回のよう な緊急時には日本社会の足かせにもなりかね ない点で深刻である。

本稿では、これらの給付インフラの脆弱性 に関して、その原因と今後に向けた処方箋に ついて考察することで、今後の社会インフラ の方向性はどうあるべきかを考えたい。

## 1 マスクも給付金も届かない 日本と活用できなかった マイナンバー制度

未曽有のコロナ危機の中で、政府の対策予 算も従来にない巨大な規模に膨れ上がった。 二度に及ぶ補正予算などを含めて事業規模は 2020年6月末時点で総額233.9兆円に達し、 財政支出も120.8兆円となった。

今回の対策の大きな特徴は、その規模もさることながら、国民へのモノ・カネの直接給付が行われたことである。モノの給付として

は布マスクの全戸配布が行われ、カネの給付としては特別定額給付金が支給された。いずれも新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下で、生活・家計双方で苦境に直面する国民の負担を少しでも軽減しようという取り組みであったといえる。残念ながら、これらの取り組みはその成果以上に、給付の遅れなどの不備に関する非難が多数挙がる事態となった。

たとえば布マスクの配布については、20年 4月1日に安倍首相が表明してから、ほぼ全 戸配布が完了するまで2カ月半の期間を要し た。また、特別定額給付金については7月1 日時点での給付済世帯は全体の74.4%となっ ており、本稿執筆時点でも完了のめどは立っ ていない。また、これらの給付に際しては事 務作業の混乱などもあり、各種世論調査の結 果を見ても政府の新型コロナウイルス対策に 関する評価は低くなっている。

一方、海外においては、迅速な給付を実現している国も多い。たとえば米国は日本と同様の現金給付を行っているが、給付決定後約2週間で給付が開始され、非常に短期間で多くの国民への支給が行われたといわれている。また台湾では、2月6日から全国民が保有している国民健康保険カードの番号で購入実績管理を行うマスクの実名制販売が開始され、指定された薬局で毎週1人2枚まで購入であた。そのため、日本のようなマスクの極端な品不足などの混乱を未然に防ぐことができたといわれている。今回のコロナ危機において、日本における給付インフラは「残念な状況」にあったといえる。

このように各種給付が混乱する状況の中

で、給付インフラとしてのマイナンバー制度が急速に注目されつつある。たとえば新型コロナウイルスの脅威が広く認識されるようになった20年3月1日以降6月30日までの4カ月間に、日本経済新聞においてマイナンバーの話題が49件も取り上げられているが、その多くは給付インフラとしてのマイナンバー制度に関する記事である。

残念なことに、給付インフラとしてのマイナンバー制度に関する言及や記事の多くは、「給付インフラとしてマイナンバー制度が成しえたこと」ではなく「給付インフラとして活用できなかったマイナンバー制度」に関するものである。つまり、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に際して、マイナンバー制度はその持っているポテンシャルを十分には活かし切れていないのである。

マイナンバー制度は、その検討時から「真に手を差し伸べるべき人に対する積極的な支援への活用」(総務省資料「マイナンバー制度」など)が導入趣旨の大きな柱とされてきた。その点からも、今回のコロナ危機に関し

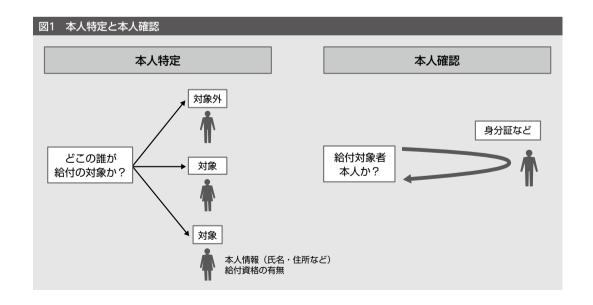
て、官民問わず給付インフラとしてのマイナンバー制度への期待は高かったといえる。しかしながら、実際にはその期待に応えることができなかった。それでは、何故期待に応えることができなかったのだろうか。

### 2 給付インフラが脆弱な 日本の仕組み

そもそも何故、国民への給付がうまくいかないのだろうか。筆者は、給付にあたって二つの大きな課題があると考える。一つは「本人確認」、もう一つは「本人特定」である(図1)。

まず、「本人確認」は分かりやすいであろう。給付を行うにあたって、その対象となる本人かどうかを確認することである。給付そのものは受ける側にとってメリットがあることから、常になりすましや二重給付などの不正防止のための本人確認が必要となる。

一方、「本人特定」は「どこにいる誰が給付の対象者なのか」を見つけ出す行為であるが、今回の各種給付では、この「本人確認」



と「本人特定」をどう行うかが課題となった。

日本においては、住民に関する情報は各市区町村が管理する住民票で管理されている。そのため、住民の情報は必ず市区町村を経由しなければ網羅的に把握することが難しい。今回のような全国かつ緊急を要する事態に際して国が対策に取り組もうとしても、国が一元的に対応できない理由の一つがここにある。同様に、すべての国民を網羅する統一的な本人確認の仕組みも存在しない。運転免許証や保険証など、それぞれの人によって確認できる方法が異なっている。これらのことが今回の給付における障害となって、さまざまな問題が生じたといえる。

#### 3 給付の際の障害注

#### (1) 布マスクの給付の場合

まず、布マスクの給付に際してどのような 問題が生じたかを見てみよう。

今回、店頭でのマスクの入手が非常に困難になったことから、政府として国民に幅広く配布することとなった。しかし、台湾同様の実名制販売は困難である。なぜなら、台湾ではすべての国民が保有する国民健康保険カードを給付インフラとして活用することで、国民健康保険カードの番号で本人特定を行い、国民健康保険カードそのもので本人確認が可能であった。一方、日本においては、全国民が保有するそのようなインフラは既に述べたように存在しないことから、本人特定も本人確認もできない。そのため、実名制販売を行うことはできなかった。

そこで実名制販売ではなく、各世帯への配 布を行うこととなった。この各世帯への配布 ですべての国民にマスクを漏れなく提供する ためには、「どこに誰が住んでいるか」をあ らかじめ把握し、必要な量をそれぞれの住所 に配布することが必要となる。ところが、こ ちらに関しても各市区町村が管理する住民票 にしか必要な情報がなく、国として一元的に 把握・管理することができない。

そこで、各世帯への直接配布は断念し、日本郵便の配送システムが把握している各住所に配布することとなった。日本郵便の把握している住所であれば、すべての世帯を網羅していると想定されるからである。むろん、日本郵便が把握している住所には住民が居住していない事業所なども含まれているが、上記の事情から、それらの住所にも配布せざるを得なかった。また、世帯ごとの人数を把握できないことから、1住所当たり一律2枚の配布となり、世帯によってはその枚数に対する不満も上がった。

#### (2) 特別定額給付金の場合

次に、特別定額給付金の給付に関して見て みよう。

当初、政府は新型コロナウイルスの感染拡大で収入が減少した世帯に30万円を給付する緊急経済対策を検討した。その際に、収入の減少をどのようにして判断するかが大きな問題となった。日本においては、すべての就労者の所得を国が一元的に把握していない。国の機関である税務署へ提出される源泉徴収票は一定以上の支払金額に限定されており、必ずしもすべての就労者の情報が税務署に提供されているわけではない。一方、市区町村に対しては、原則すべての就労者に関する給与支払報告書が提出されているが、これらの情

報は国には提供されない。そのため、収入の減少を判断するために必要な情報は各市区町村でなければ把握できず、その確認作業も膨大である。所得減少者という「本人特定」のためのインフラが日本では整備されていないのである。

そこで、当初案を変更し、住民基本台帳に記載されている人すべてに一律10万円を給付することとし、対象者が属する世帯の世帯主からの申請に基づいて給付を行うこととなった。当初方式に比べて、収入減少の確認作業が省略されることで手続きが大幅に簡略化されることになり、給付作業も迅速に進むことが期待された。

ところが、次の課題に直面する。マスクの配布と同様に「どこに誰が住んでいるか」を国が把握しておらず、国が一元的に給付を行うことは不可能なのである。また、マスクと異なり、世帯に対象者が何人いるのかを把握することが必要であった。そのため、過去の経済危機時に定額給付金を市区町村が配布した実績もあることから、国による一元的な給付は断念され、各市区町村がそれぞれ特別給付金の給付事務を行う方式になった。

こうして、各市区町村がそれぞれ独自に給付事務を行うこととなり、市区町村はその事務作業に忙殺されることとなった。市区町村が実際に作業に着手できたのは、関連する政府補正予算が成立した2020年4月30日からである。緊急事態宣言下での迅速な給付を目指したことから、事前準備もほとんど行われないまま作業に着手せざるを得なかった。

給付申請に際しては、オンラインまたは郵 送で行うものとされ、オンラインに関しては 国の提供するマイナポータルというWebサ イトが活用されたが、マイナポータルはあく までもオンラインで受け付けるための入口部 分のみの利用であり、申請内容の確認、給付 事務などは各市区町村がそれぞれ行うことと なった。

郵送申請に際しては、あらかじめ住民票データから世帯全員分の氏名などを印字した申請書を送付し、銀行口座などの情報記入と本人確認書類および通帳など銀行口座を確認できる書類の写しを添付して返送する。これらの申請書送付と返送された申請書の確認業務を、少なくとも制度開始時点ではほとんどが手作業で行うことを余儀なくされた。「本人特定」と「本人確認」のいずれも手作業で行うこととなり、各市区町村にとって大きな負担となった。

一方、マイナポータルを活用したオンライン申請は、申請時に登録されたデータをそのまま活用することで事務負担軽減に結び付くことが期待され、ほぼすべての市区町村がオンラインでの申請にも対応することになった。ところが、郵送申請以上に事務負担が大きくなるケースも一部見受けられ、結果としてオンライン申請を取りやめる自治体も現れた。

これは、マイナポータルを活用したオンライン申請の仕組みでは、郵送申請と異なり、対象者の氏名等申請項目の大半を申請者が直接入力する必要があり、それらの誤入力が多かったことから確認作業に手間取り、オンライン申請入力内容を紙に印刷した上で担当者が手作業で確認するなど、むしろ負担が増えてしまうケースがあったことが原因と考えられる。

マイナポータルを活用したオンライン申請

に際して、各市区町村が保有する住民票に基づいて必要な情報をあらかじめ取得し、申請時に自動入力するなどの対応ができれば、このような混乱がなかったと思われるが、関連する各種制度(この中にはマイナンバー制度も含まれる)の制約上、そのような対応は難しい。つまり、マイナポータルを活用したオンライン申請では、そもそも「本人特定」をあらかじめ行うことが困難であったのだ。

また、マイナポータルを活用したオンライン申請では、「本人確認」はマイナンバーカードを活用した。そのことは、「本人確認」作業の軽減につながったが、20年6月1日時点でのマイナンバーカードの交付率は16.8%であり、まだ多くの国民はマイナンバーカードを保有していない。そのため、マイナンバーカードの申請手続きで市区町村窓口が過密になる事態ともなった。

このような制約は各市区町村にとって大きな負担となり、特に大規模自治体で給付が大幅に遅れる原因となった。たとえば、東京都世田谷区は専用のWebサイトで給付状況の報告を随時行っているが、7月8日時点で支払いまで完了した件数は全体の48.3%にとどまるとしている。

### II 給付インフラとしての マイナンバー制度

# 1 目的外利用が許されない マイナンバー

前章で布マスクの給付と特別定額給付金の 二つの事例を見てきたが、いずれも給付に際 して必要となる「本人特定」と「本人確認」 の不全が、給付自体の混乱へつながったとい える(表1)。

おそらく、ここで挙げたようなさまざまな 課題は、今回のような緊急時でなければ、そ れほど深刻ではなかったと思われる。児童手 当など、各市区町村が中心になって行われる 住民向け給付制度は多数存在し、今まで特に 問題なく運用されてきた。

地方自治の原則である市区町村が住民サービスの主たる担い手であるということは、平時においては、従来、問題なく機能してきた。しかしながら、今回のような緊急時において国が一元的に対応しようとした場合、そのためのインフラに不備がある、またはそもそも備わっていないことが明らかになった。

このような状況の中で、マイナンバーの活 用が打開策になるのでは、との期待が寄せら

表1 本人特定と本人確認の課題					
		本人特定	本人確認		
布マスク配布		各国民の住所を国が把握していない			
給付金	当初案 (世帯30万円)	各世帯の所得情報を国が把握していない	申請書の送付・返送による手作業での確認が 大半。 一部マイナンバーカードによるオンラインで の確認実施		
	特別定額給付金	各世帯の住所情報を国が把握していない(各 自治体での対応が必要に)			

れたことも事実である。そもそも「真に手を 差し伸べるべき人に対する積極的な支援への 活用」が目的のマイナンバー制度であり、期 待が寄せられることも当然である。しかし残 念ながら、今回のような緊急時には必ずしも 有効活用ができなかった。せいぜい、マイナ ンバー制度と関連が深いマイナポータル経由 でのオンライン申請が行われた程度であり、 そのオンライン申請も既に述べたように、必 ずしも活用されたとはいえない。

実は、マイナンバー制度は緊急時の国民への支援に活用できるように制度開始当初から設計されているのだが、その範囲が限定的であったので活用できなかったのだ。一般的には、マイナンバーは税・社会保障といった目的に活用されるとなっているが、実際には災害対策分野もマイナンバーの利用範囲として当初から法律に明記されている。もともと、マイナンバー制度の検討が進んだ大きなきっかけは2011年の東日本大震災であり、それ以降、災害対策もマイナンバー制度の対象として制度を作ることとなった。

具体的には、災害時における被災者台帳の 作成や、被災者生活再建支援金の支給などに マイナンバーの利用が行えることとされてい る。つまり、支援に際しての「本人特定」に 活用できる機能を有しているのである。仮に マイナンバーを本人特定に利用できれば、給 付に際して対象者の特定などの作業が大幅に 軽減できた可能性がある。

しかしながら、マイナンバー制度の大きな特徴として「目的外利用の禁止」がある。法律に明記されている目的以外には、マイナンバーを利用することができない。利用範囲を拡大するためには法律自体の改正が必要であ

る。今回は全国民に影響がある緊急時ではあったが、マイナンバー制度が想定している災害ではなかった。今回のような「災害ではない緊急時」においては、マイナンバーの利用は「目的外利用」となってしまうのである。

新型コロナウイルスの感染拡大による経済・社会の混乱は、ある意味、全国民が被災者であるともいえる緊急事態ではあるが、災害ではない以上、いかんともしようがなかった。「給付インフラとして活用できる機能をそもそも有しながらも法律上の目的外利用となるため使えない」、それがマイナンバー制度の現状なのである。

### 2 米国では番号制度が 給付インフラに

一方、米国では新型コロナウイルスの感染 拡大に際して、日本と同様の現金給付を実施 したが、日本と異なり、給付決定後約2週間 で給付が開始され、かつ短期間で多くの国民 への支給が行われたといわれている。

このように、給付が迅速に行われたのは、 日本のマイナンバーにあたる社会保障番号 (SSN: Social Security Number) と公金出 納用の銀行口座(および住所)を多くの国民 が確定申告時に届け出ていたことにより、そ れらの情報を活用して「どこに住む誰が幾ら (前年の納税額で給付額が変わる)給付され るか、そしてその給付口座は何か」が速やか に把握できたためである。

実は1936年にSSNを開始した際、その目的は社会保障給付(年金)などに限定されていた。それが75年に連邦の提供する各種給付(福祉やフードスタンプなど含む)の支給にあたり、対象者が給付を受ける資格があるか

を確認するために、SSNを本人特定のIDとして使うように法律改正された。そのため、今回のような現金給付に限らず、連邦政府からの給付に際しては必ずSSNを利用することとなり、番号制度が給付インフラとして幅広く利用されることになった(表2)。

また、米国では原則すべての国民が所得税の確定申告を行う(日本では企業が従業員の税手続きを行うことが一般的)ため、多くの国民が公金出納用の銀行口座を国に届け出ていた。これらのことが全体の事務負担軽減に寄与した(口座未届けの対象者は小切手の郵送を実施)とともに、市区町村ではなく政府自体が給付を迅速に行うことにつながった。

#### 3 スウェーデンのBankID

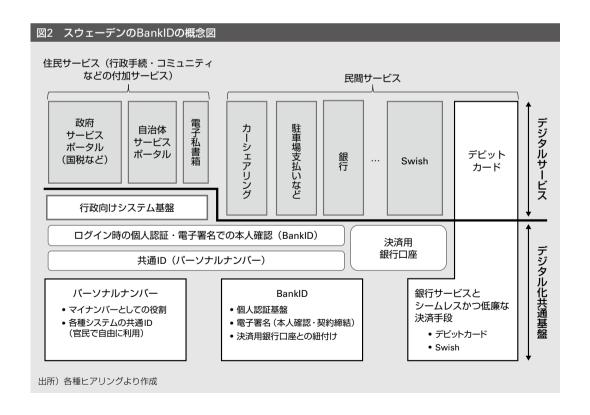
北欧諸国では、番号制度のより進んだ活用 が行われている。たとえばスウェーデンで

表2	SSNをめ	ぐる制度(	の変遷

1936年	社会保障番号制度開始
1943年	政府各部署での個人IDとしてのSSN利用義務化
1962年	歳入庁(IRS)が連邦の税手続きでSSN利用開始
1970年	金融機関による顧客のSSN取得を義務付け
1975年	連邦政府の給付手続きでのSSN届け出を義務付け

出所) 米国歳入庁資料より作成

は、日本のマイナンバーにあたる「パーソナルナンバー」と決済用銀行口座を紐付けたBankIDと呼ぶ個人単位のIDを、官民のさまざまなサービスの基盤として利用している。BankIDは、給付などの行政サービスに際しての決済に利用できるだけでなく、銀行口座とつながるデビットカードやSwishと呼ぶ電子マネーにも対応することで、カーシェアリ



ングや駐車場支払いなどの民間サービスにも 幅広く利用されるなど、社会インフラとして スウェーデン国内で浸透している(図2)。

スウェーデンの金融機関は、これらの新しいビジネスチャンスにBankIDを介して積極的に関与することで、金融機関としての新たな収益源確保を実現しているともいえる。

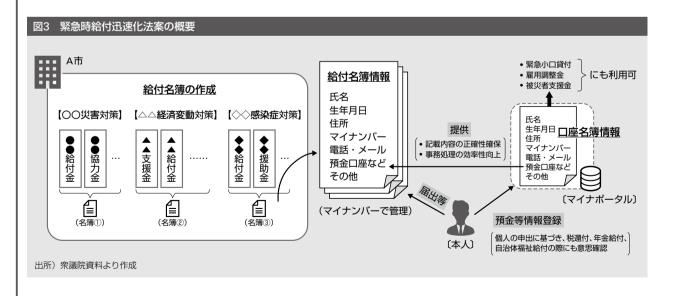
### **4** マイナンバー制度の 給付インフラ化に向けた動き

給付インフラの脆弱性と現状のマイナンバー制度の限界が明らかになったことは、マイナンバー制度の給付インフラとしての可能性と、目指すべき方向性をあらためて考え直す大きなきっかけとなっている。給付に関する混乱が生じて以降、たとえば国会では、与野党問わず給付インフラとしてのマイナンバー制度の利活用に関する検討や提言が積極的に行われるとともに、政府としても2021年に向け、マイナンバー制度を中心とした各種制度の抜本見直しを検討するとされている。

今回のコロナという全世界規模での危機 が、マイナンバー制度の意義をあらためて問 い直す大きなきっかけとなりつつある。たとえば、20年5月に自由民主党マイナンバー活用プロジェクトチームは、「マイナンバー制度等の活用方策についての提言―『平時の便利、有事の安心』暮らしを支える社会インフラに―」を取りまとめ、その提言を基に20年6月に「緊急時給付迅速化法案」が自由民主党・公明党・日本維新の会の3党共同で国会に提出された(20年7月時点で継続審議中)(図3)。

この法律案は、大規模災害や今回の新型コロナウイルス感染症事態など緊急支援が必要な際にマイナンバー制度を活用し、本人が登録申請する銀行口座を紐付けるとともに、最新の情報を管理する給付名簿を作成することで、簡潔かつ迅速に給付金等を支給できるようにするための法律案である。

また、マイナンバー制度を担当する高市総務大臣は、20年6月9日の記者会見において、マイナンバーと預貯金口座の紐付けについて、国民1人につき1口座の登録義務化を行う政府提出法案を21年の通常国会に提出するという考えを明らかにしている。



当初議論があったすべての預貯金口座へのマイナンバーの紐付けは当面見送りとなったものの、給付へのマイナンバー制度の利用拡大とともに、対となる施策であるマイナンバーと預貯金口座の紐付けの義務化を実現することにより、日本においてもマイナンバー制度の給付インフラ化がいよいよ現実のものとなる。このことは、マイナンバー制度の本来の目的である「真に手を差し伸べるべき人に手を差し伸べる」ことが可能となる大きなきっかけになり得ると期待される。

### **Ⅲ** 真の給付インフラ整備には 何が必要か

「緊急時給付迅速化法案」はマイナンバー制度の給付インフラ化に向けた大きな前進であるが、この法律案ではあくまでも大規模災害・感染症拡大・経済事情の急激な変動といった緊急時の給付等のみを対象としている。

そこで、この取り組みを緊急時以外にも活用できるようにすることはどうだろうか。たとえば、緊急時給付迅速化法案で作成するとされている給付名簿を、単に緊急時のみではなく、国または市区町村が行う各種給付における「本人特定」の基盤として幅広く活用できるようにしてはどうだろうか。そして、実際の給付の判断に際しては、所得などの関連する各種情報を参照できるようにする。これにより、「給付の対象者は誰で、どの程度の給付が必要か」を容易に判断することができる。

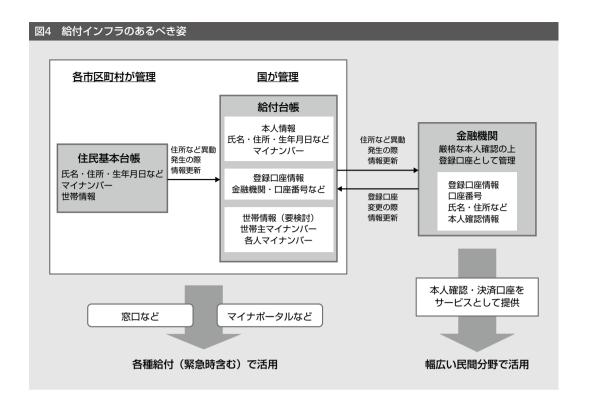
このことは、既にある給付事務の負担軽減 につながるとともに、給付付き税額控除など の新たな制度の実現にも大きく寄与できるの ではないだろうか。

そのためには、二つの事柄の実現が必要で ある。

一つは、広範囲な給付での利用をマイナン バーなどの関連する制度で明確化することで ある。既に述べたように、米国においては連 邦の提供する各種給付の支給資格確認にSSN を利用することを明記している。そこで、日 本においても国または市区町村が行うすべて の給付に際してマイナンバーを利用すること を法律に明記してはどうだろうか。むろん、 日本において米国同様に広範囲な給付をあら かじめ対象にできるかどうかは法律の専門家 などの検討が必要である。また、日本におい ては、マイナンバー制度に関するプライバシ ー保護は諸外国の番号制度以上に厳格であ り、その点での配慮も必要である。しかしな がら、給付という支援の提供に関してはその 便益などを考慮して、一定程度の配慮を行う ことも可能なのではないだろうか。

もう一つは、民間サービスとの連携である。緊急時に限らなくても、国や自治体からの給付を行う頻度や制度ごとの対象者は必ずしも多くはない。このことは、本来、国や市区町村の行う給付が「真に手を差し伸べるべき人」に限定されることからも明らかである。

そうした場合、給付のために収集している 情報の更新が必ずしも適宜に行われない可能 性がある。給付に必要な情報が更新されない ままであれば、実際に給付を行う際にあらた めて情報を収集する必要がある場合も想定さ れる。それでは、せっかくの給付インフラが 本来の意義を果たせないことになる。そのよ うな事態を回避するためには、給付インフラ



で管理する情報を常日頃から活用できるよう にすることで、情報の利用頻度を上げ、更新 頻度を適切に保つことが望ましい。

そこで、給付インフラが管理する情報を民間サービスでも活用できるようにしてはどうであろうか。たとえば、スウェーデンのBankIDのように、マイナンバーと紐付けた銀行口座に関しては、単に給付インフラで活用するだけではなく、「生活全般にかかわるインフラ」と位置付け、ほかの民間サービスでも積極的に活用できるようにしてはどうだろうか。これらの口座に関しては給付でも活用することから、厳格な本人確認を行うことにより、ほかの民間サービスの本人確認で利用できるようにするなど、新たなサービスの基盤とすることは十分に可能である。

高市総務大臣は、紐付けを義務付ける口座 に関しては「行政からのさまざまな給付を受 けるために利用する一生ものの口座」(大臣 記者会見2020年6月9日)と位置付けたいと しているが、この口座を行政のみが使うので はなく、民間サービスでも活用することがで きれば、行政の給付の円滑化にもつながるの ではないだろうか(図4)。

従来、給付インフラを含めた社会インフラに関しては、行政のみでの検討が中心であった。これからは民間の提供する各種サービスとも連携することで、利用者にとっての利便性とコストの両立を図ることも考えてはどうだろうか。

給付インフラとは直接には関連がないが、 20年9月より開始されるマイナポイント制度 でも、民間の決済サービスとの連携を行うこ とでその広がりが期待されている。

本稿では、給付インフラとしてのマイナン バー制度の活用拡大に関して述べたが、それ 以外の社会インフラに関しても行政だけが頑 張るのではなく、民間との上手な連携も考慮 梅屋真一郎 (うめやしんいちろう) すべき時代となっているといえる。

#### 注——

ここで述べる内容は、報道や関係者のヒアリングに 基づいて筆者が取りまとめたものである

野村総合研究所(NRI)制度戦略研究室長 専門は投資信託窓販・確定拠出年金・番号制度など の制度調査・業務設計や金融機関の新規事業企画